

広島県病院事業管理規程第五号

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業組織規程の一部を改正する規程

広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の表県立広島病院の項中「、放射線診断第二科」を削る。

別表第一号の表主任専門員の項を削り、同表主査の項の次に次のように加える。

事業調整員	県立病院課	上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	-------	-----------------------------	----------

別表第一号の表事業推進員の項及び専門員の項を削る。

別表第二号の表技師長の項及び副技師長の項中「、放射線診断第二科」を削り、同表中主任専門員の項、主任医療技術専門員の項及び主任看護専門員の項を削り、主査の項の次に次のように加える。

事業調整員	病院	上司の命を受け、特定の事業の調整に係る事務に従事する。	必要に応じ置く。
-------	----	-----------------------------	----------

別表第二号の表事業推進員の項及び専門員の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日において在職する主任医療技術専門員又は主任看護専門員の職については、この規程による改正前の広島県病院事業組織規程（以下この項において「旧規程」という。）の規定は、当該職員がこの規程による改正後の広島県病院事業組織規程に規定する職へ昇任するまでの間、なお、その効力を有する。この場合においても、当該職員を旧規程に規定する職へ昇任させることはできないものとする。